

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年2月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2200111号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2200010号

第1 結論

昭和59年7月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年7月から昭和62年3月まで

私は、A市からB市に住所を変更した平成10年3月頃に、B市役所年金担当課の窓口において、請求期間の国民年金保険料を一括して納付したので、請求期間が未納期間と記録されていることに納得できない。調査の上、請求期間を納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成10年3月頃にB市役所年金担当課の窓口において、請求期間の国民年金保険料を一括して納付した旨陳述・回答しているところ、当該時点において、請求期間は既に時効であり、国民年金保険料を納付することはできない上、請求期間は過年度保険料であり、制度上市町村の窓口で過年度保険料を納付することはできない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。